

令和5年5月8日

学校感染症による出席停止について

和歌山県立桐蔭中学校・桐蔭高等学校

生徒の皆さんが健康な状態で生活するために、感染症の流行を予防することは極めて重要です。学校においては、予防すべき感染症の種類等が下表のとおり定められており（学校保健安全法施行規則）、他の生徒に感染する可能性がある期間は出席することができません。

万一感染が疑われる場合は、主治医と相談のうえ十分療養し、感染のおそれがなくなってから登校するよう、お願いします。

なお、この出席停止の期間は欠席の扱いとはなりません。

<医師の診断から登校までの流れ>

- 1 医師から感染症と診断される。
- 2 保護者が学校に連絡する。
- 3 医師から登校の許可が出るまで療養する。
- 4 登校後、次のそれぞれの届を担任に提出する。
 - ① 感染症証明書（医師が記載）
 - ② 新型コロナウイルス感染症罹患届（保護者記入）
 - ③ インフルエンザ罹患届（保護者記入）

※①②③は、桐蔭中学校、桐蔭高等学校ホームページ「各種ダウンロード」からも印刷できますので、ご利用ください。

<学校感染症の種類>

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症